

部門の名称を昭和60年表の「6411-02, -021不動産賃貸料」から「6411-02, -021不動産賃貸業」に変更。

〔注意点〕

- ① 店舗併用住宅の住宅部分の賃貸料は、「6421-01住宅賃貸料」に含める。
- ② 昭和55年表から、本部門の概念から「各産業が投入した自己所有物（住宅を除く）の維持経費によって把握される仮設部分」を除外した。

列部門	6421-01	住宅賃貸料
行部門	6421-011	住宅賃貸料

(建設省)

貸家、貸間及び持家等、すべての住宅の使用によって生ずるサービスを範囲とし、その生産額は、住宅の所有の如何を問わず、家計の使用するすべての住宅及び店舗併用住宅の住居部分の賃貸料に相当するものとする。

すなわち、日本標準産業分類の小分類702「貸家業、貸間業」の活動のほか、持家、給与住宅については「帰属家賃」も含む。

## 12 運輸

列部門	7111-01	鉄道旅客輸送
行部門	7111-011	鉄道旅客輸送（JR）
	7111-012	鉄道旅客輸送（除JR）

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類40「鉄道業」のうち鉄道旅客輸送の活動を範囲とする。

なお、鉄道業の行う鉄道輸送以外の事業及び車両修理等兼業部門は、アクティビティに従って、それぞれの部門に格付けされる。

〔品目例示〕

JR、公・民営の鉄道、軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、索道の旅客輸送

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「7111-01国有鉄道（除国電旅客）、-011国有鉄道（国電以外の旅客）」、「7112-01, -011国有鉄道（国電旅客）」及び「7113-01地方鉄道・軌道, -011地方鉄道・軌道（旅客）」を統合。

〔注意点〕

- ① 鉄道業の車両・駅構内等における広告料及び物品販売、公衆電話、自動ロッカー等の営業料は、本部門の生産額には含めない。

- ② 「バス」等その他の輸送機関における車内及び構内営業等も同様の扱いとする。

列部門	7112-01	鉄道貨物輸送
行部門	7112-011	鉄道貨物輸送

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類40「鉄道業」のうち鉄道貨物輸送の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

JR、公・民営の鉄道、軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、索道の貨物輸送

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「7111-01国有鉄道（除国電旅客）、-012国有鉄道（貨物）」及び「7113-01地方鉄道・軌道, -012地方鉄道・軌道（貨物）」を統合。

列部門	7121-01	バス
行部門	7121-011	バス

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類41「道路旅客運送業」のうち細分類4112「一般乗用旅客自動車運送業」及び小分類414「旅客軽車両運送業」を除いた活動を範囲とする。

なお、地方公共団体等が行うバス輸送も本部門の活動の範囲とする。

〔品目例示〕

乗合バス業、貸切バス業、特定旅客自動車運送業の旅客輸送

列部門	7121-02	ハイヤー・タクシー
行部門	7121-021	ハイヤー・タクシー

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類4112「一般乗用旅客自動車運送業」及び小分類414「旅客軽車両運送業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

ハイヤー・タクシー等の旅客輸送

列部門	7122-01	道路貨物輸送
行部門	7122-011	道路貨物輸送

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類42「道路貨物運送業」のうち小

分類425「通運業」を除いた活動及び小分類462「貨物運送取扱業」のうち自動車運送取扱業の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

トラック運送業（路線，区域，特定），貨物軽車両等運送業の貨物輸送

〔注意点〕

通運業が行う鉄道貨物の集配は本部門に含めず，「7122-02通運」に含める。

列部門	7122-02	通運
行部門	7122-021	通運

（運輸省）

日本標準産業分類の小分類425「通運業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

鉄道貨物の集配，積卸及び取次

列部門	7131-01 P	自家用旅客自動車輸送
行部門	7131-011 P	自家用旅客自動車輸送

（運輸省）

自己の需要に応じて，自家用自動車を使用して人の輸送を行う活動を範囲とする。

なお，貨物車を使用した旅客輸送も本部門に含める。

〔注意点〕

- ① 生産額は，自家用自動車輸送に要した財産・サービスに係る経費の積み上げにより計算する。付加価値は計上しない。
- ② 昭和60年表において，マイカー輸送は家計消費であり，生産活動とみるのは無理があるので，本部門から除外することとした。
- ③ 各産業部門が自家輸送活動に要した経費の内訳を財貨・サービス別にマトリックスで示した「自家輸送マトリックス」が付帯表として，旅客及び貨物について作成されている。

列部門	7132-01 P	自家用貨物自動車輸送
行部門	7132-011 P	自家用貨物自動車輸送

（運輸省）

自己の需要に応じて，自家用自動車を使用して貨物の輸送を行う活動を範囲とする。

〔注意点〕

「7131-01 P 自家用旅客自動車輸送」記載の①，②及び③

のとおり。

列部門	7141-01	外洋輸送
行部門	7141-011	外洋輸送

（運輸省）

日本標準産業分類の小分類431「海洋運輸業」及び462「貨物運送取扱業」のうち海上貨物取扱業（外航船によるもの）の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

外国航路運輸業の旅客・貨物輸送

〔注意点〕

日本標準産業分類の細分類4341「船舶貨渡業（内航船舶貨渡業を除く）」は本部門の範囲とするが，用船料の受払はすべて自部門取引となるので生産額には計上しない。ただし，外国の「海洋運輸業」又は「船舶貨渡業」との間の用船は，国際収支のバランスからこれを計上し，そのうち，輸入（用船料支払）分は，自部門の交点に計上することとする。

以上については，他の輸送機関（「7122-01道路貨物輸送」，「7122-02通運」，「7142-01沿海・内水面輸送」，「7151-01航空輸送」等）における事業者間の用船（用車，用機）についても同様の扱いとする。

列部門	7142-01	沿海・内水面輸送
行部門	7142-011	沿海・内水面旅客輸送
	7142-012	沿海・内水面貨物輸送

（運輸省）

日本標準産業分類の小分類432「沿海運輸業」，433「内陸水運業」及び462「貨物運送取扱業」のうち海上貨物取扱業（内航船によるもの）の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

沿海旅客運輸業（旅客定員12人以下の船舶によるものも含む）の旅客輸送，沿海貨物運輸業の貨物輸送，港湾旅客運輸業の旅客輸送，河川水運業，湖沼水運業の旅客・貨物輸送

〔注意点〕

- ① 日本道路公団の行う国道フェリーも本部門の範囲とする。
- ② 日本標準産業分類の細分類4342「内航船舶貨渡業」は本部門の範囲とするが，用船料の受払はすべて自部門取引となるので生産額には計上しない。

列部門	7143-01	港湾運送
行部門	7143-011	港湾運送

（運輸省）

日本標準産業分類の小分類461「港湾運送業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

一般港湾運送業、船内荷役業、はしけ運送業（はしけ及びいかだのえい航を含む。）、沿岸荷役業及びいかだ運送業の荷役

列部門	7151-01	航空輸送
行部門	7151-011	国際航空輸送
	7151-012	国内航空旅客輸送
	7151-013	国内航空貨物輸送
	7151-014	航空機使用事業

（運輸省）

日本標準産業分類の中分類44「航空運輸業」及び小分類462「貨物運送取扱業」のうち利用航空運送業の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

国際航空輸送：国際の旅客・貨物輸送

航空機使用事業：薬剤散布、航空写真

〔注意点〕

利用航空運送業は、「7151-013国内航空貨物輸送」に格付ける。

列部門	7161-01	倉庫
行部門	7161-011	倉庫

（運輸省）

日本標準産業分類の中分類45「倉庫業」及び協同組合倉庫の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

普通倉庫業、冷蔵倉庫業、水面木材倉庫業、農業協同組合倉庫、水産業協同組合倉庫、森林組合倉庫、中小企業等協同組合倉庫等の物品の保管・荷役

〔注意点〕

自家用の倉庫は各産業の活動に含めるが、協同組合倉庫については営業倉庫と同様の料金徴収が行われていることから、本部門の活動範囲とする。

列部門	7171-01	こん包
行部門	7171-011	こん包

（運輸省）

日本標準産業分類の小分類466「こん包業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

貨物こん包、工業製品組立こん包、輸出こん包

〔注意点〕

自家こん包活動については、昭和60年表から、各部門におけるこん包（包装）資材の投入として扱い、本部門には含めないこととした。

列部門	7179-01	道路輸送施設提供
行部門	7179-011	道路輸送施設提供

（運輸省）

日本標準産業分類の小分類467「運輸施設提供業」のうち道路輸送に係る部門及び中分類80「駐車場業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

自動車道業、有料道路、有料橋、有料トンネル、自動車ターミナル、「貨物荷扱固定施設業」のうち道路輸送に係るもの、有料駐車場

〔注意点〕

日本道路公団が行うフェリーボートは「7142-01沿海・内水面輸送」に、レンタカー及びリースカーは「8514-01貸自動車業」に含める。

列部門	7179-02	水運付帯サービス（公営）★★
行部門	7179-021	水運付帯サービス（公営）★★

（運輸省）

日本標準産業分類の細分類4674「棧橋泊きょ業」、細分類4673「貨物荷扱固定施設業」のうち荷役棧橋設備等港湾関係分及び小分類391「上水道業」のうち船舶給水業に相当する範囲のうち、地方公共団体の行う活動を範囲とする。

〔品目例示〕

港湾、漁港の管理

列部門	7179-03	水運付帯サービス（産業）
行部門	7179-031	水運付帯サービス（産業）

（運輸省）

日本標準産業分類の細分類4674「棧橋泊きょ業」、細分類4673「貨物荷扱固定施設業」のうち荷役棧橋設備等港湾関係分及び小分類391「上水道業」のうち船舶給水業並びに小分類469「その他の運輸に付帯するサービス業」のうち検査業、検査業、運輸鑑定業、水先案内業、サルベージ業、海難救助業、網取業、引船業のうち、民間の行う活動を範囲とする。

〔品目例示〕

水先，検数，検量，鑑定

〔注意点〕

とん税及び特別とん税については，本部門の生産額に含め，間接税に計上する。運河通行税，灯台税については，本部門の範囲とするが，輸入のみとする。

列部門	7179-04	航空付帯サービス（国公営）★★
行部門	7179-041	航空付帯サービス（国公営）★★

（運輸省）

日本標準産業分類の細分類4675「飛行場業」に相当する範囲のうち，国及び地方公共団体の行う空港（第一種，第二種及び第三種）の管理活動を範囲とする。

〔品目例示〕

空港管理

〔注意点〕

新東京国際空港公団の行う空港管理活動は「7179-05航空付帯サービス（産業）」に含める。

列部門	7179-05	航空付帯サービス（産業）
行部門	7179-051	航空付帯サービス（産業）

（運輸省）

日本標準産業分類の細分類4675「飛行場業」及び航空輸送に付帯する事業（機内飲食物売上，運航サービス，旅客の乗降及び貨物の積卸に係る空港内の活動，航空燃料の管理及び給油手数料，その他航空に付帯した役務等）のうち，民間の行う活動を範囲とする。

〔品目例示〕

空港施設提供，給油施設提供，利便施設提供，供給施設提供

〔注意点〕

- ① 新東京国際空港公団の行う空港管理活動は，公的企業扱いとして本部門に含める。
- ② 空港ターミナルビル等は「6411-02不動産賃貸業」に，空港外にわたる送迎バスは「7121-01バス」に，給油（燃料販売）は「商業」に，航空機整備は「3622-10航空機修理」にそれぞれ含める。

列部門	7179-09	旅行・その他の運輸付帯サービス
行部門	7179-099	旅行・その他の運輸付帯サービス

（運輸省）

日本標準産業分類の細分類463「運送代理店」，464「旅行業」，465「運輸あっせん業」及び469「その他の運輸に付帯

するサービス業」のうち観光協会等の行う活動を範囲とする。

〔品目例示〕

旅行業，運送代理店，運輸あっせん業等の取扱

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「7179-09，-099その他の運輸付帯サービス」から「旅行・その他の運輸付帯サービス」に変更。

〔注意点〕

- ① 本部門は，運輸業のうち他の部門に属さない産業が含まれる。
- ② 日本標準産業分類の細分類462「貨物運送取扱業」は，各輸送機関の活動と切り離して推計することが困難であり，かつ，各輸送活動の一部とみなせるので，それぞれの輸送部門と込みで定義することとし，本部門には含めない。

### 13 通信・放送

列部門	7311-01	郵便
行部門	7311-011	郵便

（郵政省）

日本標準産業分類の細分類471「郵便業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

通常郵便物，小包郵便物

〔注意点〕

郵便に係る郵政本省及び地方郵政局等の活動も本部門に含める。

列部門	7312-01	国内電気通信
行部門	7312-011	国内電気通信

（郵政省）

日本標準産業分類の細分類472「電信・電話業（有線放送電話業を除く）」のうち，国内電気通信サービスの活動を範囲とする。

〔品目例示〕

電報，電話，電信，専用，無線呼出し等

〔注意点〕

本部門には，NTTデータ通信の行うデータ通信の活動も含まれる。

官公庁，電力，鉄道，航空，船舶等の自営の電信，電話等は本部門に含めない。